

市第22号議案

横浜市地域療育センター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年9月2日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例

横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

第7条第2項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認める場合を除き」を加える。

附 則

この条例中、第7条第2項の改正規定は公布の日から、第5条の2第2項の改正規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から施行する。

提 案 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するた

めの関係法律の整備に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るとともに、地域療育センターに係る指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市地域療育センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用の承認）

第 5 条の 2 （第 1 項省略）

- 2 センター（横浜市中部地域療育センターを除く。）において障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項
第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しようとする児童の保護者は、第 7 条第 1 項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

（指定管理者の指定等）

第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情がある
と認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

（第 3 項から第 5 項まで省略）